

都立シンボルプロムナード公園
官民連携施設事業者募集要項

令和7年（2025年）3月
東京都港湾局臨海開発部

都立シンボルプロムナード公園
官民連携施設事業者募集要項 目次

第1章 募集の概要	3
1 事業の目的	3
2 都立シンボルプロムナード公園の概要	4
3 事業範囲	6
第2章 募集公園施設の設置	8
1 募集公園施設の種類	8
2 募集公園施設の場所	8
3 設置開始の時期及び期間	8
4 募集公園施設の使用料等	8
5 募集公園施設の設置・管理・運営に関する条件	10
第3章 審査及び選定	14
1 募集の実施に関する事項	14
2 募集の手続	15
3 応募に関するその他の留意事項	18
4 審査の方法及び手順	20
5 審査基準	21
6 事業者の決定等	22
7 審査結果の通知及び公表	22
8 事業者の決定等	22
9 基本協定の締結	22
10 リスク分担	22
11 事業破綻時の措置	24
12 法規制等	24
13 問合せ先	25
添付資料一覧	26

■用語の定義

用 語	説 明
本 事 業	本公園において、官民連携により海上公園施設を設置、管理及び運営する事業並びにその関連事業
応 募 者	本募集要項に定める手続を経て、応募の受付を完了した法人及びその他の団体、又は複数の法人及びその他の団体等によって構成される連合体
事 業 者	本募集要項に基づく審査等を経て、事業提案可能区域の事業を実施することに決定した応募者
募 集 公 園 施 設	東京都海上公園条例（昭和 50 年条例第 107 号。以下「条例」という。）第 2 条第 5 号に規定する公園施設であって、条例第 10 条第 2 項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定する公園施設
園 内 移 動 用 施 設	都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項第 7 号及び同法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 5 条第 6 項に規定する園内移動用施設のことをいい、公園利用者等の利便の向上を図るため、公園の区域内における公園利用者等の移動の用に供することを主たる目的として設置する車両及び付帯設備
モ ビ リ テ ィ	条例第 10 条第 2 項の許可を受けて、園内移動用施設として設置する車両であって、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車のうち、同法第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く自動車
事業提案可能区域	本事業の提案が可能な区域

第1章 募集の概要

1 事業の目的

臨海副都心では、『臨海副都心まちづくり推進計画』に基づき、広域幹線道路や共同溝などの都市基盤施設の整備を始め、オフィスや研究機関、公園、住宅、大学などの教育機関、国際展示場やホテルなど、職・住・学・遊のバランスのとれた複合的なまちづくりを推進してきました。

これにより、国際的な観光拠点である台場地区・青海地区や東京ビッグサイトを中心としたコンベンションゾーンである有明南地区など、魅力ある拠点が形成され、東京の成長を牽引し、都民をはじめとする国内外の多くの人々が憩い、賑わうエリアとして目覚ましい発展を遂げました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が流行して以降、来訪者数の減少や、テレワークの普及によるオフィス需要の変動など、社会経済活動の変化により地域の活力は低下を余儀なくされました。

令和5年5月には新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、全国的に個人消費の増加やインバウンド（訪日外国人）の需要回復が報告されているものの、臨海副都心の来訪者数は、コロナ禍前の水準を取り戻すには至っていません。

また、臨海副都心エリアの来訪者の約半数は、エリア内の訪問先が1か所にとどまっており、エリア全体の面的な周遊が十分であるとは言えません。

このため都は、まち全体の魅力と活力を高めるため、新たなランドマークとしてお台場海浜公園に噴水を整備するなど、まちの進出事業者等と連携しながら、賑わい創出の取組を積極的に取り組むこととしています。

こうした施設や今後新たに開業する民間施設など、シンボルプロムナード公園やお台場海浜公園沿いの各施設等による集客力をまち全体に波及させ、まち全体の賑わい創出につなげていくためには、エリアの回遊性向上が必要不可欠です。

そこで、シンボルプロムナード公園において、民間事業者が柔軟な発想と企画力を発揮することで、本公園や臨海副都心エリア全体の回遊性を向上し、もって臨海副都心のプレゼンス向上と更なる賑わい創出を実現するため、公園利用者等が利用可能な園内移動用施設として、次世代モビリティの運行等に係る取組を提案・実施する事業者を公募します。

取組の実施に当たっては、臨海副都心の核となる本公園のポテンシャルを最大限に引き出すとともに、本公園や地域の個性や特性を踏まえ、それらを十二分に活かした取組により、まち全体の賑わい創出に資することも期待します。

※関係資料については、下記のサイトからご覧いただけます。

○臨海副都心まちづくり推進計画

<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/basic/plan/rinkai-plan>

2 都立シンボルプロムナード公園の概要

本公園は、都市計画広場に位置付けられた全国的にもユニークな公園で、幅員約80メートル、総延長約4キロメートルと広大な緑の軸として、臨海副都心内の様々な施設をつないでいます。緑と水、歩行者空間、賑わいの場、ライフライン、震災からの避難場所等多くの機能を有しています。

項 目	概 要
公 園 名	都立シンボルプロムナード公園
所 在 地	港区台場一丁目・台場二丁目 江東区青海一丁目・青海二丁目 有明二丁目・有明三丁目
開園年月日	平成8年4月1日
開 園 面 積	264,446.73 m ²
公園の種別	海上公園（緑道公園）
ア ク セ ス	【鉄 道】新交通ゆりかもめ 「お台場海浜公園」～「有明」の 各駅下車 りんかい線「東京テレポート」「国際展示場」下車 【海上バス】日の出桟橋（JR浜松町駅徒歩8分）から 「お台場海浜公園船着場」下船 【駐 車 場】駐車場A棟 119台（普通車） 駐車場B棟 115台（普通車）
指定管理者	東京臨海副都心グループ
土地所有者	都
防 災 上 の 位 置 付 け	東京都地域防災計画：地区内残留地区「有明、東雲地区」及び「青海、東八潮、台場地区」

項 目	概 要
そ の 他 の 位 置 付 け	「臨海副都心まちづくり推進計画」において、臨海副都心における水と緑のネットワーク形成に向けて、次の整備方針が示されている。 ・ 臨海副都心の象徴 臨海副都心のイメージを代表する都市空間として位置づけ、地域全体と調和のとれた、世界と未来に開かれた都市にふさわしい空間とする。 ・ 都市の骨格とネットワークの形成 シンボルプロムナードは、臨海副都心において大きな面積を占めるとともに、都市の骨格として、地域全体を、連続的で一体的に結び付ける役割を持つ。このため、周辺の土地利用と融合し、美しさと広がりのある都市景観を備えた魅力ある都市空間とする。 また、水際線や公園等と有機的に結合し、臨海副都心に越える水と緑のネットワークを形成するうえで中心軸としての役割を果たす。 ・ 夢のある憩いとにぎわいの空間 シンボルプロムナードは、憩いとやすらぎの空間としての樹林や散策路、にぎわいと楽しみの空間としてのイベントやマーケットの広場などを組み合わせ、臨海副都心の夢のある空間の中心として整備する。 また、都民の創意をいかした多様な利用ができる交流空間とするため、運営方法の工夫などにより、できる限り柔軟な管理を行う。 ・ 都市施設の収容空間等 共同溝等を地下に収容するとともに、災害時の一時的な避難場所、仮設住宅の建設場所等防災機能を兼ね備えた都市空間とする。

3 事業範囲

(1) 事業内容

応募者は、都立シンボルプロムナード公園において海上公園施設を設置、管理及び運営することによって実施する、以下の取組を提案してください。

- ①公園内における次世代モビリティの運行（必須提案）
- ②本公園や臨海副都心全体の魅力やプレゼンス向上に係る取組（自由提案）

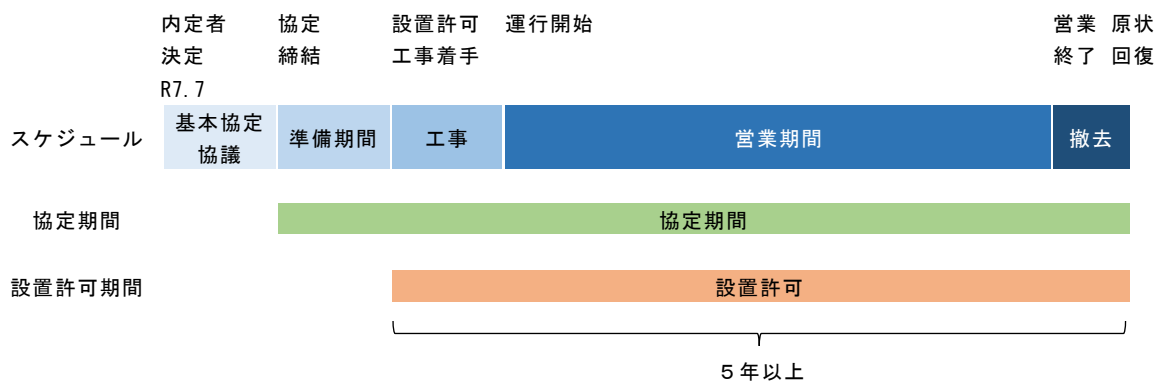
(2) 事業期間

原則として、令和7年度末までにモビリティの運行を開始してください。海上公園施設の設置期間は、東京都海上公園条例第10条第3項の規定により、上限10年ですが、少なくとも5年以上の設置期間を提案するものとします。

事業者が希望する場合、都と協議の上、設置許可の更新が可能です。更新手続きによる設置期間の上限も同様に10年です。なお、周辺のまちづくりや社会ニーズの変化等から将来、公園のエリア全体の大規模な改修が必要となった場合等に更新が不可能となる場合があります。

上記の設置許可期間には、原状回復の期間を含みます。

●事業期間のイメージ（参考例）



(3) 募集スケジュール

①事業内定者の選定

都は、応募者が提出した事業計画の審査を行い、事業内定者を選定します。

②基本協定の締結

事業内定者は、事業計画に基づき、都との間で、協議の上、事業実施条件や事業者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

③募集公園施設の設置、管理運営

事業者には、東京都海上公園条例第 10 条第 2 項に基づく設置管理許可により、募集公園施設の設置、管理及び運営を行っていただきます。

項 目	時 期
募集要項の配布	令和 7 年 3 月 31 日から同年 4 月 10 日まで
現地説明会	令和 7 年 4 月 11 日
質問の受付	令和 7 年 4 月 11 日から同月 18 日まで
質問への回答	令和 7 年 4 月 28 日
参考資料の貸与	令和 7 年 4 月 14 日から同年 5 月 23 日まで
応募書類等の受付	令和 7 年 5 月 19 日から同月 23 日まで
一次審査結果通知	令和 7 年 6 月（予定）
二次審査	令和 7 年 7 月（予定）
二次審査結果通知 （事業内定者の選定）	令和 7 年 7 月（予定）
基本協定の締結	令和 7 年 8 月（予定）
募集公園施設の運営開始	令和 7 年度中

第2章 募集公園施設の設置

1 募集公園施設の種類

募集する公園施設は、東京都海上公園条例第2条第1項第5号に規定される海上公園施設のうち、都市公園法第2条第2項各号に掲げる施設であって、応募者が以下の取組を行うにあたり必要な海上公園施設とします。

- ①公園内における次世代モビリティの運行（必須提案）
- ②公園や臨海副都心全体の魅力やプレゼンス向上に係る取組（自由提案）

募集公園施設は公園利用者等へのサービス向上だけでなく、臨海副都心エリア全体の魅力向上や活性化に資することが求められます。

なお、海上公園は、一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることから、騒音の発生等により公園利用を著しく阻害するような公園施設は認められません。また、周辺環境との調和に配慮してください。

2 募集公園施設の場所

別添資料3の別図「事業提案可能区域位置図」に示す区域内で、適当な設置場所を提案してください。なお、公園利用者等の安全かつ円滑な通行に支障をきたさないよう、設置場所等に留意してください。

3 設置開始の時期及び期間

原則として、令和7年度末までにモビリティの運行を開始してください（具体的な供用開始日については、都と協議の上、決定するものとします。）。海上公園施設の設置期間は、条例上上限10年ですが、少なくとも5年以上の設置期間を提案するものとします（自由提案については、この限りではありません。）。

4 募集公園施設の使用料等

(1) 募集公園施設の設置・管理・運営に係る費用

募集公園施設について、その設置、管理及び運営並びに原状回復までに係る費用は全て事業者の負担とします。また、インフラ整備に伴う掘削等により改変した本公園内施設の原状回復についても、事業者の負担で行ってください。ただし、都と協議の上、公園機能の維持に支障がないと判断された場合には、この限りではありません。

(2) 土地の使用料等

ア 設置許可に伴う土地使用料

募集公園施設について、都に設置許可申請を行い、設置許可を受けた上で、土地使用料を都に納付してください。土地使用料は、事業者が使用する面積に基づき以下に

示す計算式により算出され、設置日（工事を伴う場合は、工事着手日）の属する月の1日から発生します。期間が一月に満たない端数があるときは、日割りをもって計算するものとします。

《計算式》 土地使用料（月額）＝ 1,664 円／㎡ × 使用面積（㎡）

（※）上記の使用料は、令和7年3月1日時点

なお、モビリティの運賃を無償で運行する場合など収益性の無い施設や取組については、土地使用料の全額を免除します。

イ 占用料

占用許可申請を行い、物件等を設けて占用する場合には、その都度発生する以下の占用料を都に納付してください。

《計算式》 占用料（日額）＝ 34 円／㎡ × 使用面積（㎡）

（※）上記の占用料は、令和7年3月1日時点

ウ その他

事業の実施に伴い公園施設又は第三者に被害を及ぼしたときは、速やかにその補填をし、または賠償の責に応じてください。

(3) インフラの占用料

上下水道・ガス・電気等の地下管路を、公園敷地内に敷設する場合は、都に占用許可申請を行い、占用許可を受けた上で、占用料を都に納付してください。占用料は、管の種別及び長さに基づき以下のとおり算出され、工事着手日の属する月の1日から発生します。期間が一月に満たない端数があるときは、日割りをもって計算するものとします。引込みに当たっては、園内の施設に影響のないように配慮いただくとともに、各企業者及び都と調整してください。

種別		単位	金額
水道管	外径 40cm	1 m	205 円
下水道管	未満のもの	当たり	
電線管	外径 40cm	1 月	513 円
ガス管	以上 1 m未満のもの		

《占用料の計算例》

水道、下水道、ガス、電気の外径 40cm 未満の地下管路をそれぞれ 50m 敷設した場合
 インフラ占用料（月額）＝205 円×50m×4 本＝41,000 円

（※）上記の占用料は、令和7年3月1日時点

(4) 工事期間中の占用料

公園内におけるモビリティの運行に当たり、設置許可を受ける区域外を作業ヤードなどで使用する場合には、その範囲等について都と調整の上、占用許可申請を行い、占用許可を受けた上で、占用料を納付してください。占用料は、事業者が使用する面積に基づき以下の計算により算出されます。

《計算式》 占用料（日額）＝34 円／㎡×使用面積（㎡）

（※）上記の占用料は、令和 7 年 3 月 1 日時点

(5) 保証金

事業者は、海上公園条例施行規則第 13 条に基づき、保証金として、以下の計算式に基づいた金額を、別途都の定める期日までに都に預託してください。保証金は、事業者の瑕疵により公園に大きな損害を与えた場合や、事業者の責めに帰すべき事由により事業終了前に拠点施設等施設が閉鎖された場合の保証金として預託するもので、保証対象事項が発生しなかった場合は、工事予定額の 1／10 は、工事完了後に返金し、土地使用料の 3 カ月分は事業期間終了時に返金します。なお、保証金には利息を付さないものとします。

《計算式》 保証金＝土地使用料 3 カ月分＋工事予定額の 1／10

(6) その他

本事業を進めていく途中で、不可抗力、法令変更等、都又は事業者のいずれの責めにも帰することのできない事由により、事業継続が不能となった場合には、協定締結時から事業中止までに要した費用については、事業者が負担するものとします。

5 募集公園施設の設置・管理・運営に関する条件

(1) 公園内における次世代モビリティの運行（必須提案）

本公園やエリアの回遊性を向上し、もって臨海副都心の一層の賑わいを創出することを目的として、公園利用者等が利用可能なモビリティの運行に係る取組を提案してください。本提案に関する具体的な条件は次のとおりです。

ア 全般

- ・募集公園施設の設置、管理及び運営に当たっては、既存公園施設の機能を損なうことのないよう計画するものとし、既存公園施設の維持管理に支障をきたさないよう配慮するものとします。
- ・本公園のオープンスペースは、災害発生時には一時的な避難場所、物資の集積地となりますので、これに配慮した提案としてください。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した提案としてください。
- ・募集公園施設のデザインや高さ、配置、素材、色彩等は、本公園の景観や周辺環境との調和に配慮したものにしてください。

イ モビリティの水準

- ・募集公園施設の設置期間中、1台以上のモビリティを継続的に運行するものとします。また、メンテナンスや故障に備え、予備のモビリティを確保するものとします。
- ・使用するモビリティは、以下のいずれの条件も満たすものとします。
 - E V（電気自動車）又はF C V（燃料電池自動車）とします（当該モビリティの自動車検査証の「燃料の種類」が「電気」又は「圧縮水素」と記載されているものに限ります。）。
 - 道路運送車両法に基づく保安基準を満たした車両を用いるものとします（ナンバー取得済みの車両であることが必要です。）。なお、応募時点において、ナンバー未取得である場合は、取得の見通しを事業計画に記載してください。
- ・モビリティが安全かつ円滑に運行できるよう、十分なメンテナンス体制を確保してください。

ウ サービスの水準

- ・運行ルート及びダイヤを予め定め、公園利用者等に対し、ホームページ等の各種メディアを通じて、分かりやすく具体的に周知してください。
- ・運行ルートの設定に当たっては、予め運行ルートのリスクアセスメントを行い、公園内の安全かつ円滑な交通に十分配慮したルート設計として下さい。
- ・本公園を含む臨海副都心エリア内では、賑わい創出の観点から、年間を通じて多くのイベントが開催されています。こうしたイベント等の連携も意識したダイヤを設定し、ナイトタイムエコノミーの創出等による臨海副都心の更なる魅力向上につなげてください。
- ・公園内の安全かつ円滑な交通を確保するため、イベント等による人流を考慮し、予め周知を十分に行った上で、必要に応じて、運行ルート及びダイヤを変更するものとします。

エ 運行に係る施設整備等

- ・モビリティの利用者の待合スペースその他モビリティの利用者の利便性向上に資する施設を事業提案可能区域内に整備することが可能です。
- ・運行ルート上に複数の乗降場所を設置してください。乗降場所を明示する方法として、ピクトグラム等による路面表示や固定式の標識の設置等により、公園利用者等にとって分かりやすいものとなるようにしてください。設置場所は、公園利用者等が利用しやすいよう配置するものとします。また、公園内の安全かつ円滑な交通の妨げとなるような場所（公園内の階段やエレベーターの前、点字ブロック等）には設置しないでください。
- ・モビリティの運行ルートを公園利用者等に対し（白線による路面表示等を用いて）明示してください。
- ・モビリティの夜間保管場所を確保してください。なお、テレポートブリッジ高架下

(別添資料2)のスペースを保管場所として活用可能です。詳細については、事業者決定後、都と調整するものとします。

オ 運行管理体制

- ・モビリティの運転手が適切に休憩を取ることができるよう、人員に余裕を持った体制としてください。
- ・公園内は、モビリティや歩行者の通行が混在する歩車混在空間です。事業者は、都や指定管理者と協働して、全ての交通参加者が安全かつ円滑に移動できる園内交通の実現に取り組むものとします。具体的には、モビリティの運転手に対し、安全運転に関する講習会を定期的に受講させるなど、安全を最優先とした体制の構築に努めてください。
- ・モビリティの運行速度は、公園管理者の定める最高速度(10キロメートル毎時(令和7年3月時点))を遵守してください。園路の幅員や人流の状況に鑑み、安全に十分配慮した運行速度としてください。
- ・事故等発生時の警察等への届出・通報及び都への報告その他必要な措置を講じるため、適宜、関係機関と調整の上、最寄りの警察署、消防署、病院等を緊急連絡先として定め、それらの緊急連絡用の電話番号等を保持しておくとともに、平時から、これら関係機関との連携に努めてください。
- ・事故等発生時において、迅速かつ的確な初動対応を期するため、前項の緊急連絡先を含む連絡体制、事象ごとの対応手順などをまとめた緊急時対応マニュアルを整備するとともに、事業期間中は適宜見直しを行い、安全な運行に努めてください。
- ・緊急時対応マニュアルの手順に沿った、緊急時対応の訓練を定期的に行ってください。
- ・モビリティの事故に備え、事業者において必要な保険の加入を行ってください。

カ 運行計画の提出

- ・モビリティの運行に際し、事業者は毎年度、別に都が指定する期日までに年度運行計画書を提出するとともに、毎四半期、別に都が指定する期日までに四半期運行計画を都や関係機関で構成する「モビリティ運行協議会(仮称)」において、承認を得るものとします。
- ・年度運行計画及び四半期運行計画の様式は、別に都が定める様式を提出するものとします。

キ 運賃

- ・運賃を有償とする場合は、事業者において道路運送法等に基づく許認可が必要な場合、予めこれを取得してください。
- ・運賃は、条例に基づく海上公園施設として設置する公共施設であることを踏まえ、都との事前協議の上、社会通念上適正な範囲で設定するものとします。

(2) 公園や臨海副都心全体の魅力やプレゼンス向上に係る取組（自由提案）

臨海副都心のプレゼンス向上と更なる賑わいを創出することを目的として、本公園や臨海副都心全体の魅力やプレゼンス向上に資する取組を提案してください。

なお、必須提案である「(1) 公園内における次世代モビリティの運行」と関連した取組を提案するものとし、必須提案とあわせて取り組むことで、本公園や臨海副都心全体の課題である回遊性の向上といった、地域の課題解決につながる取組を積極的に提案してください。

（提案例）

- ・モビリティの多目的活用（充電中に売店として活用等）
- ・モビリティの外部給電機能による非常用電源の提供
- ・本公園に関する指定管理者や地元と連携した取組 等

(3) 自動運転技術の活用

上記(1)又は(2)の取組実施にあたり、自動運転技術の活用をする場合は、その内容を事業計画に記載してください。なお、道路交通法、道路運送車両法等に基づく許可が必要な場合には、事業者においてこれを予め取得してください。

また、本事業の事業者として、上記(1)の取組として運行するモビリティに自動運転を導入する場合、別に都が定める「令和7年度東京都海上公園園内移動用施設自動運転導入費補助金交付要綱」に基づき、補助金を申請することが可能です。詳しくは別紙交付要綱を参照してください。

（補助金の概要）補 助 率 1／2

補助上限 30,000 千円

対象経費 公園内における自動運転の導入に要する経費

第3章 審査及び選定

1 募集の実施に関する事項

(1) 応募者の構成

- ・応募できる者は、事業を行う法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）又は事業を行う場合における複数の法人等によって構成される連合体（以下「連合体」という。）とします。連合体で応募する場合は、モビリティ（園内移動用施設）の設置者が代表法人等になるとともに、応募手続及び事業に必要な諸手続、その他の都との協議等を行うものとします。
- ・連合体で応募する場合には、次の事項を遵守してください。
 - 代表法人等及び構成員の役割分担を明示してください。
 - 設置許可の相手方は代表法人等となります。
- ・一つの連合体の代表法人等又は構成員は、別の提案を行う連合体の代表法人等又は構成員や、単独の応募者となることはできません。また、連合体で応募した事業者は、提案時から事業期間終了まで、以下の事項を遵守してください。
 - やむを得ない理由により代表法人等又は構成員の変更が必要な場合には、事前に都と協議を行い、都の承諾を得る必要があります。ただし、当初提案及び協定事項の履行に支障がないことを条件とします。
- ・事業者は、本事業の全部を第三者に委託又は請け負わせることはできません。

(2) 応募資格

応募者は、本事業の趣旨を理解し、事業実施に対する意欲が高く、必要な資力、信用、技術的能力、管理能力、実績を有し、事業期間中にわたり事業実施が可能である者とし、次の条件を満たしている必要があります。

①設置許可受者及びモビリティの管理・運営者

- ・経営基盤が安定しており、事業期間中にわたり事業実施が可能であること

②設置許可受者

- ・都内に住所又は主たる事務所を有すること

③モビリティの管理・運営者

- ・令和7年1月1日現在において、道路運送法の規定による一般旅客自動車運送事業の許可に基づく旅客輸送実績又はこれに相当する実績が5年以上あること。

(3) 欠格事項

次のいずれかに該当する法人等（連合体の場合は、その構成員も含む。）は応募することはできません。また、応募後、基本協定締結までに該当した場合は応募資格を失うものとします。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により都の一般競争入札に参加させることができないとされている者及び同条第2項の規定

- により都から一般競争入札に参加させないこととされたもの
- ・都から指名競争入札における指名停止措置を受けているもの
 - ・公租公課を滞納しているもの
 - ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等により更生又は再生手続を開始しているもの
 - ・東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）の別表に掲げる各号のいずれかに該当するもの
 - ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

(4) 失格事項

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ・提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- ・選定審査に関する照会、要求等を申し入れた場合
- ・その他、不正行為があった場合

2 募集の手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和 7 年 3 月 31 日（月曜日）から同年 4 月 10 日（木曜日）まで

イ 配布方法

- ・東京都港湾局ホームページよりダウンロードしてください。
- ・募集要項に変更がある場合は、同ホームページにてお知らせします。

(2) 現地説明会の開催

現地説明会への参加には、以下のとおり事前申し込みが必要です。説明会では本公園の現地見学及び募集要項の補足説明を行う予定です。説明会への参加がなくても本事業への応募は可能です。なお、説明会の参加は、本事業に応募する意向のある団体又は応募を検討している団体に限ります。

ア 日時

令和 7 年 4 月 11 日（金曜日）午後 2 時から午後 4 時まで（雨天決行）

イ 場所

都立シンボルプロムナード公園内

(アクセス：りんかい線「東京テレポート駅」から徒歩1分ほか)
※参加者には、集合場所の詳細を別途ご案内いたします。

ウ 事前申込の方法

- ・参加を希望される場合は、説明会申込票（様式10）より、「13 問合せ先」まで電子メールにて提出してください。なお、参加者は1団体2名までとさせていただきます。
- ・電子メールの送信にあたっては、件名を「【事業者名】説明会申込」とし、ファイル名を「【事業者名】様式10 説明会申込票」としてください。
- ・受信確認後、返信メールをお送りします。令和7年4月10日（木曜日）午後2時までに返信がなかった場合は、同日午後5時までに電話で「13 問合せ先」までご連絡ください。
- ・電話、FAX及び来訪による申込は受け付けません。

＜現地説明会申込期間＞

令和7年3月31日（月曜日）から同年4月10日（木曜日）正午まで

(3) 参考資料の貸与

応募者が取組の検討を行うにあたり、都が過年度に実施した業務委託に係る報告書を参照することが可能です。

ア 貸与期間

令和7年4月14日（月曜日）から同年5月23日（金曜日）まで

イ 受付時間

貸与期間内の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 貸与方法

「13 問合せ先」まで予め電話で予約の上、貸与期間内の受付時間中にお越しください。資料はDVD等の外部記録媒体により貸与します。なお、貸与期間中の最終日（5月23日）までに必ず返却をしてください。

エ 貸与資料

- ①以下の資料のうち、本公募における取組の検討上、参考となる部分の抜粋資料
 - ・『令和3年度臨海副都心における自動運転技術を活用したサービスの構築に関する業務委託』報告書
 - ・『令和4年度臨海副都心における自動運転技術を活用したサービスの構築に関する業務委託』報告書
 - ・『令和5年度臨海副都心における自動運転技術を活用したサービスの構築に関する業務委託』報告書
 - ・『令和6年度臨海副都心における自動運転技術を活用したサービスの構築に関する業務委託』報告書
- ②事業提案可能区域に係る公園のしゅん工図面

(4) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

- ・事業への応募に関して質問がある場合は、質問票（様式 11）により、「13 問合せ先」まで電子メールにて提出してください。
- ・電子メールの送信に当たっては、件名を「【事業者名】シンボルプロムナード公園官民連携事業質問提出」とし、ファイル名を「【事業者名】様式 11 質問票」としてください。
- ・受信確認後、返信メールを送ります。令和 7 年 4 月 21 日（月曜日）正午までに返信がなかった場合は、同日午後 5 時までに電話で「13 問合せ先」までご連絡ください。
- ・電話、FAX、来訪による質問や、受付期間外の質問は受け付けません。

＜質問受付期間＞

令和 7 年 4 月 11 日（金曜日）から同月 18 日（金曜日）まで

イ 質問の回答

令和 7 年 4 月 28 日（月曜日）までに東京都港湾局ホームページに回答を質問とともに掲載します。ただし、質問が多数に及ぶ場合等は、回答を延期することがあります。回答内容については、本要項と同等の効力を持つものとします。

(5) 応募の受付（応募書類の提出）

ア 受付期間及び受付時間

令和 7 年 5 月 19 日（月曜日）から同月 23 日（金曜日）まで
午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

イ 提出方法

- ・事前に電話にて担当者の在席を確認の上、「(6) 提出書類」に示す各様式を必要部数揃えて、「13 問合せ先」まで持参してください。
- ・郵送、FAX、電子メール等、持参以外の方法による提出はできません。

(6) 提出書類

- ・次に掲げる①から⑤までの書類を A4フラットファイル等にまとめて、正本 1 部、副本 1 部（複写可）提出してください。ただし、④については、上記に加えて副本 12 部（複写可）と、CD・DVD 等に格納した電子データを添付してください。
- ・連合体で応募する場合、③の書類は全て連合体を構成する法人等ごとに提出してください。
- ・各種証明書については、3 ヶ月以内に発行された原本に限ります。
- ・応募受付後に、申請を辞退する場合には参加辞退届（様式 12）を提出してください。

い。

書類の内容	様式
①応募申込書	様式 1
②誓約書	様式 2
③応募関連書類	
ア 定款、寄付行為又はこれに類するものの写し	
イ 法人登記簿謄本（法人以外の場合はこれに類するもの）	
ウ 印鑑証明書（3 か月以内発行のもの）	
エ 法人事業税及び法人税の納税証明書の写し（直近 3 か年分）	
オ 法人概要	
カ 決算書等（連結及び単独、直近 3 か年分）	
キ 連合体協定書（連合体のみ）	様式 3
ク 委任状（連合体のみ）	様式 4
④企画提案書類	
ア 事業計画概要説明書	様式 5
イ 公園内における次世代モビリティの運行	様式 6
ウ 公園や臨海副都心全体の魅力やプレゼンス向上に係る取組	様式 7
エ 収支等計画	様式 8
⑤実績を証する書類（旅客輸送実績）	様式 9
⑥説明会申込票（説明会への参加を希望する場合のみ）	様式 10
⑦質問票（質問がある場合に提出）	様式 11
⑧参加辞退届（応募を辞退する場合に提出）	様式 12

3 応募に関するその他の留意事項

(1) 応募書類の作成及び提出

応募書類の作成及び提出に当たっては、次の事項に留意してください。

- ・使用する言語は日本語、単位はメートル法、金額は日本通貨とします。
- ・応募に係る経費は全て応募者の負担とします。
- ・応募の受付期間終了後は、内容の変更、再提出及び差し替えを認めません。
- ・都から連絡した場合や、本要項に定められた手続を除き、審査委員及び本件業務に従事する都職員、その他本件関係者に対しての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。
- ・都が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

(2) 応募書類の内容

次のいずれかに該当する場合、応募書類は無効とします。

- ・ 申請書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- ・ 申請書類の作成様式に示された条件に適合しないもの
- ・ 申請書類に記載すべき事項の全部又は一部の記載がされていないもの
- ・ 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ・ 申請書類に虚偽の内容が記載されているもの

(3) 応募書類の取扱い

- ・ 提出された応募書類は返却しません。
- ・ 応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、都が審査結果の公表時及びその他必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用及び公表できるものとします。

4 審査の方法及び手順

- ・応募者の事業提案を下記「5 審査基準」に示す審査基準に基づいて審査し、二次審査において最も評価が高かった応募者を本事業の実施事業者として内定します。
- ・審査は次の手順で行います。

資格要件への適合の確認



一次審査（書類審査）

- ・一次審査は、提出書類をもとに書類審査を行い、二次審査対象者を選出します。
- ・審査結果は令和7年6月頃、電子メールで通知する予定です。



二次審査（プレゼンテーション）

- ・二次審査は、学識経験者等の外部委員からなる審査委員会にて審査を行います。
- ・企画提案書類の記載内容についてプレゼンテーションをしていただき、質疑応答を行います。審査時間は、準備時間5分程度、プレゼンテーション15分程度、質疑応答20分程度の予定です。
- ・審査の日程は、令和7年7月の予定です。

※出席者は4名までとし、連合体で応募した場合は、代表法人等から必ず1名は参加するようにしてください。

※プレゼンテーションは、当初の提案に基づき実施することとし、提案書に記載のない事項を新規に提案することはできません。

※プレゼンテーションには、パワーポイントを使用することができます。

※パワーポイントを使用する場合は、プロジェクター（ウィンドウズ対応）及びスクリーンを準備しますので、応募者はパソコン（HDMI等の映像出力端子を有するもの）を準備してください。また、接続不良等の場合に備えて、パワーポイントで作成したデータを紙に印刷したものを持参してください。

5 審査基準

- ・一次審査及び二次審査ともに、以下の主な評価の視点に基づき行います。

評価項目		主な評価の視点	配点
基本方針		・事業全体のコンセプトが都の示す事業の目的に合致しているか ・事業全体のコンセプトと取組内容に一貫性があるか 等	20
企画提案の内容	必須提案	・本公園やエリアの回遊性向上に資する提案か ・来園者が快適に利用できるモビリティが提案されているか ・来園者が利用しやすいルート、ダイヤ、運賃が設定されているか ・モビリティの適切な運行管理体制が確保できているか ・事故等発生時の緊急時対応等は十分か ・バリアフリー等全ての来園者にとって利用しやすいサービスとなっているか ・自動運転技術の活用の計画があるか 等	30
	自由提案	・公園や臨海副都心全体の魅力やプレゼンス向上に資する取組か ・来園者の特性やニーズを踏まえた提案か ・様々な楽しみ方・過ごし方が生まれるような提案か ・来園者が利用しやすいサービスの提案か ・多くの来園者にサービスを提供することができるか ・指定管理者や地域との連携など、手法や仕組みに工夫のある提案か ・地域の意向を的確に把握し、反映させているか 等	30
実施体制	事業全体の運営計画	・事業に必要な知識及び経験を有しているか ・人員の適切な配置等、提案内容の実現可能性が高く、安定的・継続的な事業実施が可能な体制か 等	20
	事業の収支計画	・運営実績、財務状況等から、事業計画、収支計画が妥当か ・持続的に事業実施可能な経営状況か 等	

6 事業者の決定等

審査の結果、二次審査で最も評価が高かった応募者を本事業の実施事業者として内定します。ただし、一定の基準に達しなかった場合は、事業者を内定しない場合もあります。

7 審査結果の通知及び公表

- ・一次審査の審査結果は、令和7年6月頃、審査の対象者（連合体で応募した場合は代表法人）に対し、メールにて通知します。
- ・二次審査の審査結果は、令和7年7月頃、審査の対象者（連合体で応募した場合は代表法人）に対し、書面にて通知します。
- ・二次審査において第一位となった応募者は内定者として都港湾局ホームページ（「13 問合せ先」参照）において公表します。
- ・審査内容、審査結果に関する問合せ、異議等については一切応じません。
- ・なお、選定結果や事業計画の概要については、東京都の記者クラブに加盟する報道機関への資料提供、情報公開条例に基づき公開することがあります。

8 事業者の決定等

- ・二次審査結果の通知後に、都は内定者と協議を行い、事業実施に関する基本協定を締結することで本事業の事業者として決定します。
- ・事業者が決定した際にはその旨を東京都港湾局ホームページ（「13 問合せ先」参照）等で公表します。
- ・本事業における実施内容は、協議の上で決定することとし、内定者として選定された場合でも、全ての提案が実施できるとは限りません。
- ・審査委員会での意見等を踏まえ、必要に応じて都と内定者との調整により、内定者が提出した事業計画を一部変更する場合があります。
- ・基本協定の締結後、関係機関等との協議が整わなかった場合などは、事業計画を変更していただく場合があります。
- ・万一、内定者と都の間で合意に至らなかった場合や内定者が辞退した場合は、一定の基準を満たした次点の応募者が繰り上がるものとします。このことにより内定者に損失が生じて、都はその損失を補償しません。また、内定者は都に対し、一切の補償を請求しないこととします。
- ・内定者が繰り上がった場合にも、都との協議を行い、早期に基本協定を締結してください。

9 基本協定の締結

都と協議を行い、内定通知から原則として3か月以内に基本協定を締結してください。

10 リスク分担

事業者が提案し実施する事業内容については、事業者が責任をもって遂行し、事業に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとします。ただし、都又は指定管理者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、都又は指定管理者が責任を負うものとします。負担が明確でないものについては協議により決定します。

リスクの種類	内容	負担者	
		都	事業者
法令変更	事業者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更	協議事項	
使用料・占用料	事業提案可能区域の土地使用料・占用料などの変更		○
第三者賠償	事業者が行う業務（工事・維持・運営）に起因する事故、施設や機器等の不備に起因する事故において第三者に損害を与えた場合		○
物価	事業者決定後のインフレ・デフレ		○
金利	事業者決定後の金利変動		○
不可抗力※ 1	自然災害等による業務の変更、中止、延期		○
土壌汚染	本公園において土壌汚染が発見された場合	協議事項	
地中埋設物	新たに発見された地中埋設物等による工事の中止・延期		○
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止・延期	都の責任による中止・延期	○	
	事業者の責任による中止・延期		○
	事業者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
施設競合※ 2	競合施設による利用者減・収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
運営費の増大	都以外の要因による運営費の増大		○
	都の責による運営費の増大	○	
施設損傷	施設、機器等の損傷		○
債務不履行	都による協定内容の不履行	○	
	事業者の事由による業務又は協定内容の不履行		○
性能リスク	都が要求する業務要求水準の不適合に関するもの		○
損害賠償	施設、機器等の不備によるもの		○
	施設管理上の瑕疵によるもの		○
警備リスク	事業者の警備不備によるもの		○
運営リスク※ 3	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○

※ 1

- ・災害により募集公園施設が損傷した場合は、事業者で応急復旧を行ってください。
- ・募集公園施設が復旧困難な被害を受けた場合、都は、事業者に対して当該施設に関する業務の停止を命じることがあります。
- ・災害発生時に、都立シンボルプロムナード公園を避難場所として使用する場合など災害対応のために必要な場合、都は、事業者に対して業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。
- ・業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、都は事業者に対する休業補償は行いません。

※ 2

- ・本公園内及び周辺における都や第三者のイベント等の開催に伴い、事業者の事業に損失や休業等が発生した場合など、いかなる理由においても、都は事業者に対して補償を行いません。

※ 3

- ・施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵等による事故への対応のため、事業者はリスクに応じた保険に加入するものとします。

※その他の注意事項

- ・都が行う公園内の工事、管理、運營業務（定期点検など）に伴い、事業者の事業に休業等が発生した場合であっても、原則として、都は事業者に対して補償を行いません。

11 事業破綻時の措置

- ・事業者は、事業計画の期間内に事業が破綻した場合、事業者の負担により、公園施設を撤去し、原状回復して返還してください。
- ・なお、事業者が公園施設の撤去を行わない場合、都は、事業者に代わり撤去工事を行い、その費用を事業者へ請求します。

12 法規制等

事業の実施にあたり、関係法令を遵守してください。必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施してください。以下に主な関係法令の一部を例示します。

- ・東京都海上公園条例（昭和 50 年 10 月 22 日条例第 107 号）
- ・東京都海上公園条例施行規則（昭和 50 年 12 月 1 日規則第 242 号）
- ・道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- ・道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）

- ・東京都福祉のまちづくり条例（平成 7 年東京都条例第 33 号）
- ・東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京都条例第 100 号）
- ・東京都環境基本条例（平成 6 年東京都条例第 92 号）
- ・江東区都市景観条例（平成 20 年 12 月 15 日条例第 34 号）
- ・東京都行政手続条例（平成 6 年東京都条例第 142 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- ・東京都受動喫煙防止条例（平成 30 年条例第 75 号）
- ・公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（東京都迷惑防止条例）（昭和 37 年東京都条例第 103 号）

13 問合せ先

東京都港湾局臨海開発部開発企画課 臨海副都心開発調整担当

住所：〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 9 階中央

電話番号：03-5320-5566

電子メール：S0000519@section.metro.tokyo.jp

【添付資料】

- 様式 1 応募申込書
- 様式 2 誓約書
- 様式 3 連合体協定書（様式例）
- 様式 4 委任状（様式例）
- 様式 5 事業計画概要説明書
- 様式 6 公園内における次世代モビリティの運行
- 様式 7 公園や臨海副都心全体の魅力やプレゼンス向上に係る取組
- 様式 8 収支等計画
- 様式 9－1 運営実績を証する書類
- 様式 9－2 その他業務の実績を証する書類
- 様式 10 説明会申込票
- 様式 11 質問票
- 様式 12 参加辞退届

- 別添資料 1 都立シンボルプロムナード公園 位置図
- 別添資料 2 夜間保管場所位置図
- 別添資料 3 都立シンボルプロムナード公園官民連携施設事業に関する基本協定（案）
- 別添資料 4 本公園の利用ルール等（参考）